

# 志賀町ショートステイ 利用料金表

令和4年10月1日 現在

● 介護度別サービス利用料金

利用者の要介護度と利用料金	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
① サービス基本料金	474 円	589 円	638 円	707 円	778 円	847 円	916 円	
② 看護体制算加算 I・II	—		12 円					
③ サービス提供体制加算 I	22 円		22 円					
A：自己負担額 (1日)	1割負担	496 円	611 円	672 円	741 円	812 円	881 円	950 円
	2割負担	992 円	1,222 円	1,344 円	1,482 円	1,624 円	1,762 円	1,900 円
	3割負担	1,488 円	1,833 円	2,016 円	2,223 円	2,436 円	2,643 円	2,850 円

■ 「多床室」をご利用の際の食費、滞在費

B：居住費	第1段階	0 円						
	第2段階	370 円						
	第3段階①	370 円						
	第3段階②	370 円						
	第4段階	1,050 円						
C：食費	第1段階	300 円						
	第2段階	600 円						
	第3段階①	1,000 円						
	第3段階②	1,300 円						
	第4段階	1,530 円						
1日あたりの費用 A+B+C	第1段階	796 円	911 円	972 円	1,041 円	1,112 円	1,181 円	1,250 円
	第2段階	1,466 円	1,581 円	1,642 円	1,711 円	1,782 円	1,851 円	1,920 円
	第3段階①	1,866 円	1,981 円	2,042 円	2,111 円	2,182 円	2,251 円	2,320 円
	第3段階②	2,166 円	2,281 円	2,342 円	2,411 円	2,482 円	2,551 円	2,620 円
	第4段階(1割負担)	3,076 円	3,191 円	3,252 円	3,321 円	3,392 円	3,461 円	3,530 円
	第4段階(2割負担)	3,572 円	3,802 円	3,924 円	4,062 円	4,204 円	4,342 円	4,480 円
	第4段階(3割負担)	4,068 円	4,413 円	4,596 円	4,803 円	5,016 円	5,223 円	5,430 円

■ 「個室」をご利用の際の食費、滞在費

B：居住費	第1段階	320 円						
	第2段階	420 円						
	第3段階①	820 円						
	第3段階②	820 円						
	第4段階	1,450 円						
C：食費	第1段階	300 円						
	第2段階	600 円						
	第3段階①	1000 円						
	第3段階②	1300 円						
	第4段階	1,530 円						
1日あたりの費用 A+B+C	第1段階	1,116 円	1,231 円	1,292 円	1,361 円	1,432 円	1,501 円	1,570 円
	第2段階	1,516 円	1,631 円	1,692 円	1,761 円	1,832 円	1,901 円	1,970 円
	第3段階①	2,316 円	2,431 円	2,492 円	2,561 円	2,632 円	2,701 円	2,770 円
	第3段階②	2,616 円	2,731 円	2,792 円	2,861 円	2,932 円	3,001 円	3,070 円
	第4段階(1割負担)	3,476 円	3,591 円	3,652 円	3,721 円	3,792 円	3,861 円	3,930 円
	第4段階(2割負担)	3,972 円	4,202 円	4,324 円	4,462 円	4,604 円	4,742 円	4,880 円
	第4段階(3割負担)	4,468 円	4,813 円	4,996 円	5,203 円	5,416 円	5,623 円	5,830 円

□ 利用者負担額の減額について

第1段階	①世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。 ②生活保護を受けている方。
第2段階	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円以下の方。 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。（単身：650万円以下、夫婦：1650万円以下）
第3段階①	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円を超え、120万円以下の方 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。（単身：550万円以下、夫婦：1550万円以下）
第3段階②	①世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間120万円を超える方。 ②一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方。（単身：500万円以下、夫婦：1500万円以下）
第4段階	①上記以外の方。 ②配偶者が市町村民税をを課税されている方。 ③一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方。

□ 加算料金（介護給付対象） ※負担割合が2割の方は以下の加算が2倍、3割の方は3倍になります。

加算・減算項目の種類	摘 要	
看護体制加算（Ⅰ）	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
看護体制加算（Ⅱ）	8円/日	看護職員に24時間連絡できる体制を確保している場合に加算されます。
サービス提供体制加算（Ⅰ）	22円/日	指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上か、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上のいずれかに適合する場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の8.3%	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の2.7%	加算の算定額に相当する介護職員等の賃金改善と、上記処遇改善加算を算定し、職場環境等要件について「資質の向上」「労働環境・処遇改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組む場合に加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%	介護職員処遇改善加算を取得し、賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の2/3以上が介護職員等のベースアップ等に使用することで加算されます。

□ 上記金額以外で必要に応じて以下の介護サービス加算が算定される場合があります。（介護給付対象）

加算・減算項目の種類	摘 要	
送迎加算	片道につき184円	居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に加算されます。
療養食加算	8円/回 (1日に3回限度)	医師の指示（食事箋）に基づく療養食を提供した場合に加算されます。
医療連携強化加算	58円/日	主治医と連携が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない緊急の利用をした場合に、利用を開始した日から7日を限度に加算されます。
短期生活長期利用者提供減算	-30円/日	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している方に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算されます。

□ その他の費用（介護給付対象外）

サービスの種類	費用	内 容
食事代	1,530円/日	朝食430円、 昼食550円、 夕食550円 ※下記の時間以降に、利用が中止または終了となった場合は料金をご負担していただきます。 朝食…前日18：00、 昼食…当日9：30、 夕食…当日14：30
喫茶代	120円/品	喫茶をご利用いただいた場合。
電気代	30円	個人使用の電気製品（テレビ・電気毛布等）を持込、使用した場合。 ※消費電力の小さいもの。
	60円	個人使用の電気製品（在宅酸素）を持込、使用した場合。
生活日用品費	実 費	ご利用者の日常生活で要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるもの。